

私立幼稚園就園奨励補助金と私立幼稚園保護者負担軽減補助金を支給

◆私立幼稚園就園奨励補助金

対象 市内在住で私学助成を受ける幼稚園（注1）に在籍する、平成28年度の市民税所得割課税額が下表基準額に適用となる世帯

支給時期 平成29年1月ごろ

補助限度額 下表のとおり

※平成28年1月2日以降に市内に転入した方は、平成28年1月1日現在の住所地で発行される平成28年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

申込み・問合せ 7月初旬に通園する幼稚園から配布される申請書に必要事項を記入し、市内の幼稚園は直接通園する各園へ、その他市外幼稚園は直接子育て支援課保育・幼稚園係または松山・野塩出張所へ。

◆私立幼稚園保護者負担軽減補助金

対象 市内在住で、平成27・28年度の市民税所得割課税額が下表の定める基準額に適用となる世帯

支給時期 10月下旬・平成29年3月下旬（年2回）

補助限度額 下表のとおり

※私学助成を受ける幼稚園（注1）に在籍する方で、平成28年1月2日以降に市内に転入した方は、平成28年1月1日現在の住所地で発行される平成28年度市民税課税・非課税証明書などが必要です。

※施設型給付を受ける幼稚園（注2）に在籍する方で、平成27年1月2日から平成28年1月1日に市に転入した方は、平成27年1月1日現在の住所地で発行される平成27年度課税・非課税証明書などが、平成28年1月2日以降に清瀬市に転入された方は、平成27年度・28年度両方の証明書が必要になります。

補助対象区分	平成28年度補助限度額			平成28年度補助限度額		
	ひとり親世帯等（注3）に該当しない世帯（年額：円）			ひとり親世帯等（注3）に該当する世帯（年額：円）		
	第1子	第2子（注4）	第3子以降（注4）	第1子	第2子（注4）	第3子以降（注4）
生活保護世帯	308,000					
市民税非課税世帯・市民税所得割非課税世帯	272,000	290,000		308,000	308,000	
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000	217,000		308,000
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	62,200	185,000		62,200	185,000	
上記区分以外の世帯	補助対象外 154,000			補助対象外 154,000		

所得基準	平成28年度補助限度額（月額）	
	第1子	第2子以降（注4）
市民税所得割非課税・生活保護世帯及び区分2のうちひとり親世帯等（注3）に該当する世帯	月額 9,700円 （内訳 都6,200円+市3,500円）	
市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	月額 8,000円 （内訳 都4,500円+市3,500円）	月額 9,700円 （内訳 都6,200円+市3,500円）
市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯	月額 7,000円 （内訳 都3,500円+市3,500円）	月額 9,100円 （内訳 都5,600円+市3,500円）
市民税所得割課税額が211,201円以上256,300円以下の世帯	月額 5,900円 （内訳 都2,400円+市3,500円）	月額 8,500円 （内訳 都5,000円+市3,500円）
上記区分以外の世帯	月額 3,500円（内訳 市3,500円）	

- ※（注1）私学助成を受ける幼稚園とは、下記（注2）以外の市内6園を含む幼稚園などのことです。
- ※（注2）施設型給付を受ける幼稚園とは、清瀬ひかり幼稚園・こばとの森幼稚園などの幼稚園のことです。
- ※（注3）ひとり親世帯等に該当する世帯については、右記問合せ先までお問合わせください。
- ※（注4）第2子及び第3子以降とは右記①～③のいずれかに該当する幼児となります。

- ①幼稚園・幼稚園類似の幼児施設・保育所・認定こども園に在籍する兄・姉を有する幼児
 - ②小学校1～3年生の兄・姉を有する幼児（市民税所得割が77,100円以下の世帯は小学校4年生以上も含む《ただし生計を一にするものに限る》）
 - ③情緒障害児短期治療施設通所部に在籍又は児童発達支援及び医療型児童発達支援もしくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学児童の兄・姉を有する幼児
- 問合せ 子育て支援課保育・幼稚園係 ☎ 497・2086

伝統芸能「清戸の獅子舞」を開催

7月17日（日）に日枝神社境内などで市指定無形民俗文化財「清戸の獅子舞」が行われます。当日は午後5時ごろに中清戸の個人宅を出発し、5時30分ごろに日枝神社にて、その後午後7時ごろより日枝神社を出発し全龍寺へ行き、午後8時ごろに再び日枝神社に戻って舞が行われます。

山の神や雌獅子・中獅子・雄獅子による獅子舞を、ぜひご覧ください。



「きよせひまわりコンサート」を開催

7月は「社会を明るくする運動」強化月間です。この運動は、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指す運動です。その一環として「きよせひまわりコンサート」などを開催します。

対象 市内在住の方。先着500人

日時 7月16日（土）午後1時30分

場所 清瀬けやきホール

※直接会場へ。コンサートの他、のぼり旗の設置、駅周辺での広報活動を行います。

問合せ 生活福祉課庶務係 ☎ 497・2058



図書館事業「夏の子ども会」

対象 幼児・小学生。各館先着20人

日時など 左表のとおり

日時	図書館	内容
7月20日（水）	下宿 ☎ 495・5432	作って遊ぼう！ 回転のぞき絵～自分で作るアニメーション～
7月27日（水）	竹丘 ☎ 495・1555	科学遊び カライドサイクル（美しい形の輪）を作ろう
7月28日（木）	元町こども ☎ 495・8666 中央 ☎ 493・4326	ふしぎなスノードーム ゴムの力で科学遊び

申込み・問合せ 直接各図書館へ

第45回清瀬市民文化祭一般参加者募集

日ごろの練習の成果や、作上げた作品を発表する一般団体・個人を募集します。

対象 活動場所が市内で、来年度より清瀬市文化協会への加入を検討いただける団体・個人（いずれも応募者多数の場合抽選）

日時 展示部門・舞台部門 11月5日（土）～6日（日）午前10時～午後4時

場所 展示部門 郷土博物館、舞台部門 清瀬けやきホール

参加費 1人200円

申込み・問合せ 7月29日までに生涯学習スポーツ課にある申込用紙に必要事項を記入し直接同課窓口 ☎ 495・7001へ

脳トレ元気塾～カラオケと運動で脳トレ～

対象 おおむね65歳以上の方

日時・場所 下表のとおり（祝日は休み）

費用 1回につき200円

※いずれも直接会場へ。

問合せ 地域包括ケア推進課地域包括支援センター ☎ 497・2082 または下記各コース開催団体へ

コース名（問合せ先）	日時	場所
ゆうゆう元気塾（NPO法人情報労連東京福祉センター ☎ 497・8500）	毎週水曜日 午前10時～11時30分	コミュニティプラザひまわり ※清瀬駅北口から送迎バスあり。
しんあい元気塾（きよせ信愛地域包括支援センター ☎ 492・1850）	毎週木曜日 午後1時15分～2時45分	特別養護老人ホーム信愛の園（梅園二丁目） ※車での来場はご遠慮ください。清瀬駅北口から送迎バスあり。
せいが中里元気塾（きよせ清雅地域包括支援センター ☎ 495・1370）	毎週木曜日 午後1時30分～3時	中里地域市民センター ※車での来場はご遠慮ください。

下宿市民プール

対象 幼児からおとなまで（オムツの取れていない子どもは入ることができません）

日時 7月16日（土）～8月31日（水）午前9時30分～午後4時30分（日曜日・祝日は午後5時まで）

費用 市内在住 1人おとな300円、小・中学生100円、市外在住 1人おとな450円、小・中学生150円、幼児無料（保護者同伴・水着着用）

※コインロッカー1回10円。

問合せ 下宿市民プール ☎ 493・8668（開設期間外の間合は、下宿地域市民センター ☎ 493・4033）

◆一般開放変更
8月27日（土）は小・中学生水泳記録会のため、一般開放は午後1時30分からです。

柳泉園組合の連続測定器による水銀濃度分析計測結果について

廃棄物焼却施設の排ガス中の水銀濃度について法律上の水銀排出規制基準は定められていないため、柳泉園組合では自己規制値として0.05mg/m³Nを定め測定しています。

測定結果は、以下のとおりです。

測定施設	自己規制値	平成28年2月	平成28年3月	平成28年4月
1号炉	0.05	0.00	0.00	0.00
2号炉				
3号炉				

※各月の1時間平均値の最高値を表記。

問合せ 柳泉園組合 ☎ 042・470・1547 またはごみ減量推進課 ☎ 493・3750

公共下水道への早期接続を

公共下水道が整備された地域にお住みの方は、家庭から出る生活排水を、公共下水道へ接続することが下水道法により義務づけられています。直接汚水を川に流すと水質汚濁の原因になります。

大切な自然環境を後世に残すために、公共下水道への早期接続にご協力をお願いします！

問合せ 下水道課施設計画係 ☎ 497・2532

平成28年度清瀬市非常勤職員募集

母子・父子自立支援員を募集します。定員若干名。

対象 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する方

要項配布期間 7月1日（金）～15日（金）までの平日午前8時30分～午後5時に職員課で配布（市ホームページからダウンロード可）

申込み・問合せ 直接窓口または郵送で7月15日（必着）までに所定の申込用紙に必要事項を記入し、資格証明書などの写しを添えて職員課係 ☎ 497・1843へ

沿線3市男女共同参画連携事業

ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査を実施します

企業などにおけるワーク・ライフ・バランスに対する意識や認知度、推進体制などについて調査・分析し、今後のワーク・ライフ・バランス推進事業に役立てます。

調査対象 清瀬市・東久留米市・西東京市内の従業員5人以上299人までの企業や事務所を無作為に500事業所抽出します

調査方法 7月中旬までに対象の事業者へ調査票を郵送します。調査票が送られた事業所は設問にお答えいただき、7月25日までに同封の返信用封筒（切手不用）で返信をお願いします

問合せ 清瀬市男女共同参画センター ☎ 495・7002